

Q&A(R3.4月～ 大規模商業施設・テナント関連)
・緊急事態宣言に伴う大規模施設等への協力金について

令和3年9月28日更新
順次更新予定

| 項目 | No | Q | A |
|----|----|--|--|
| 共通 | 1 | どのような施設や店舗が緊急事態宣言における要請の対象となるのか。 | 床面積1,000㎡を超える映画館等や商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館等、サービス業が要請の対象となります。 個別の店舗について要請の対象施設に該当するかについては、兵庫県のホームページをご覧ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyuuitai_soti.html |
| | 2 | 協力金はいくら支給されるのか。 | <大規模施設等> ◆一日当たりの支給額 基本額(A+B+C)×(本来の営業終了時間-20時)÷本来の営業時間 *基本額 A:「自己利用部分」の「時短(休業)協力面積」(1,000㎡を1単位とする)×20万円/日 B:テナント店舗と「特定百貨店等店舗」の数×2千円/日 C:「特定百貨店等店舗」の数×2万円/日 <大規模施設等のテナント事業者等> ◆一日当たりの支給額 基本額×(本来の営業終了時間-20時)÷本来の営業時間 *基準額 時短(休業)協力面積(100㎡を1単位とする)×2万円/日 |
| | 3 | 「時短(休業)協力面積」とは何か。 | <大規模施設> 要請に応じて時短営業(休業)を行っている部分の面積で、テナント事業者等や、生活必需品の販売事業の区画面積を除いたものです。 1,000㎡を1単位とし、単位未満は切り捨てます。 (例) ・時短(休業)協力面積が1,000㎡未満の場合は、1単位とみなします。 ・時短(休業)協力面積が1,500㎡の場合は、切り捨てたら1,000㎡なので1単位となります。 ・時短(休業)協力面積が2,500㎡の場合は、切り捨てたら2,000㎡なので2単位となります。 <テナント事業者、出店者> 大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る時短(休業)協力面積を指します。 100㎡を1単位とし、単位未満は切り捨てます。 (例) ・時短(休業)協力面積が100㎡以下の場合は、1単位と見なします。 ・時短(休業)協力面積が150㎡の場合は、切り捨てたら100㎡なので1単位となります。 ・時短(休業)協力面積が250㎡の場合は、切り捨てたら200㎡なので2単位となります。 <大規模施設・テナント事業者、出店者共通> 時短(休業)協力面積については一般の消費者向け事業の用に直接供している部分を言います。その施設におけるサービスの提供を直接的に行っていない部分にかかる面積は除きます。(大規模商業施設・テナント内の階段、エレベーター、事務所、倉庫などは時短(休業)協力面積から除く。) |
| | 4 | 生活必需品を扱う店舗は協力金の対象外なのか。 | 時短(休業)を要請していないため、協力金の対象外です。 ただし、大規模施設等の時短(休業)要請に伴い、食料品など生活必需物資の小売テナントも時短(休業)せざるを得ない場合、テナント事業者等協力金の対象となります。 |
| | 5 | 時短営業を19時まで行ったが、その分の協力金が出るのか。 | 国の制度では20時までの時短に対して協力金を支払うこととなっており、本県もそれに沿った対応をしています。時短営業を19時までになされたとしても、20時までの時短営業で計算いたします。 |
| | 6 | 兵庫県外に本社がある場合でも、県内に施設(店舗)があれば協力金の対象になるか? | 兵庫県内に施設(店舗)があつて、要件を満たしている場合は対象になります。 |
| | 7 | 準備の関係で、8/20から時短営業(休業)できなかった。8/21以降から時短(休業)を始めても、協力金をもらえるか。 | 時短(休業)の開始日から、時短(休業)要請等の最終日まで継続して時短等した場合に、時短営業した日数(定休日等の店休日を除く)に応じて協力金が支給されます。 |
| | 8 | 9/30まで時短営業(休業)を続けないと協力金をもらえないのか。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、9/30まで時短(休業)に継続してご協力をお願いします。協力金についても、原則として、それを要件とさせて頂く予定です。 |
| | 9 | 当初の緊急事態宣言期間である9/12までは時短営業(休業)していたが、延長後9/13、9/14は対応が間に合わず通常営業を行った。その後要請に応じ、改めて時短営業(休業)を行った。この場合、協力金は支給されるか。 | 8/20～9/12及び9/15以降は協力金が支給されます。 今回の緊急事態宣言は1回延長されました。 【当初】①8/20～9/12【延長】②9/13～9/30 この2つの期間中の時短営業(休業)については、それぞれの連続性を判断し支給いたします。 例えば、当初緊急事態宣言解除予定であった、9/13に予約が入っており、営業再開したとしても、9/12まで県の要請に従い連続して時短営業(休業)を行っていたら、9/12までの協力金は支給されます。 |
| | 10 | 24時間営業している施設が時短要請された場合、営業時間の範囲はどうなるか。 | 24時間営業の施設に対しては、午後8時から午前5時までの営業休止を要請しています。協力金の計算にあたっては、24時間営業の場合は、本来の営業終了時間を翌朝5時(29時)とみなします。 したがって、協力金の計算式は以下の通りです。 1日あたりの支給額=休業の場合の支給額×(29時-20時)/24時 |

Q&A(R3.4月～ 大規模商業施設・テナント関連)
・緊急事態宣言に伴う大規模施設等への協力金について

令和3年9月28日更新
順次更新予定

| 項目 | No | Q | A |
|-------|----|---|--|
| 大規模施設 | 11 | 「自己利用部分」とは何か。 | 大規模施設運営事業者（例：百貨店、ショッピングモール、スーパー銭湯等）自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分をいいます。（ただし、テナント店舗・特定百貨店等店舗・階段・休憩室・エスカレーター・エレベーター・駐車場・事務所・倉庫等に係る部分を除きます） |
| | 12 | 「特定百貨店等店舗」とは何か。 | 百貨店等において、その店舗の売上が入居する百貨店等といったん計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、その店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗を指します。（一種の販売委託） |
| | 13 | 百貨店等だけ「特定百貨店等店舗」分の加算があるのは何故か。 | 「特定百貨店等店舗」はテナント事業者等協力金の対象とならないが、テナントに準じた形態であるため、「特定百貨店等店舗」に対して直接支給する代わりに、百貨店等に対して「特定百貨店等店舗」に協力金を支給する方式を取ったためと国から聞いています。 |
| | 14 | 「時短(休業)協力面積」には、階段や通路は含まれるのか。 | 施設の面積から、階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場や、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等の、その施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除きます。 ただし、大規模小売店舗の屋内にある、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含みます。 |
| | 15 | 映画館の自己利用部分面積もしくは時短(休業)協力面積とはどこを指すのか。 | <自己利用部分面積に含む範囲> 劇場、客用通路(チケット確認後、劇場までの道)、ロビー、エレベーターホール等 <自己利用部分面積に含まない範囲> 映写室、トイレ、非常用通路、事務所、バックヤード等 |
| | 16 | 床面積1,000㎡以下の施設であるが、協力金の対象になるのか。（飲食以外の業種） | 時短(休業)要請をしていないため、協力金の対象外です。 |
| | 17 | 大規模施設自体は県の要請に応じたが、一部のテナントが時短(休業)しない場合、大規模施設の運営者は大規模施設等の協力金をもらえるのか。 | 大規模施設運営者が、施設管理者としての権限等に基づき、全てのテナント等を時短(休業)させるべく適切に行動したのであれば、一部のテナント等が時短(休業)を拒否し、独自に営業を続けるといった場合でも、大規模施設の協力金の対象となります。 |
| | 18 | 大規模施設自体は要請に応じていないが、テナントに時短(休業)を要請し、テナントは要請に応じた場合、協力金の対象となるのか。 | 大規模施設運営者が時短(休業)要請に応じた場合のみ、テナント事業者・出店者は対象となります。（大規模施設運営事業者が要請に応じていない場合は、テナント事業者・出店者は対象になりません。） |
| | 19 | 大型施設でそれぞれ1,500㎡の本館・別館がある。こちらについては2つ合わせての申請か。それぞれの建物で申請となるか。 | 近接する建物は合わせて申請可能です。それぞれの建物として独立性を有する場合（例：本館と別館など）については、それぞれでの申請も可能です。 |
| | 20 | 大規模施設内のテナント（飲食店）でオーナーが同一の場合、施設とテナント、両方で申請可能か？ | 大規模施設等の運営者が営む飲食店は、大規模施設等の「自己利用部分」に当たり、大規模施設等協力金の算定要素となります。テナント事業者等協力金は申請できません。 |
| テナント | 21 | 文化会館を管理運営する公益法人ですが、協力金の支給対象となりますか。 | 国及び地方公共団体や、その他これに類する法人である独立行政法人などは大規模施設等協力金の支給対象には該当しません。また、地方公共団体が施設管理権等を有している施設の指定管理者についても大規模施設等協力金の支給対象とはなりません。国の制度に基づき制度設計をしていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。 |
| | 22 | オフィスビル内（ショッピングモールとは別）のテナント事業者ですが、協力金の対象となりますか？ | オフィスビルは商業施設等ではなく要請対象外施設となります。よって、協力金の対象とはなりません。 |
| | 23 | 商店街は大型商業施設に含まれるか。 | 商店街は大型商業施設ではないため、要請の対象ではありません。よって、協力金の支払いはありません。 |
| | 24 | ホテルの施設と一体となった1,000㎡超の大規模浴場を運営している。通常時はホテル宿泊客に加え、スーパー銭湯として日帰り一般客利用も受け入れている。緊急事態宣言中、一般客向けの利用は止めたが、宿泊客の利用は従前通り利用を認めている。この場合協力金の対象となるか。 | ホテルの宿泊客がホテルの大浴場を利用することは要請の対象外となります。ホテルの大浴場を宿泊客以外の者の利用に供することは、スーパー銭湯と同様に要請対象となります。 よって、この場合は一般客向けの利用を停止しているため要請に応じたこととなり協力金の対象です。 |
| | 25 | テナントの定義は何ですか。 | 要請対象大規模施設（イベント関連施設含む）の区画を契約に基づき賃借又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自立性を持って事業を営む店舗のことを指します。 |
| | 26 | テナントに自動販売機やATMは含まれるか。 | 自動販売機やATMはこちらの協力金の対象外となります。テナントリストへの記載もできません。 |

Q&A(R3.4月～ 大規模商業施設・テナント関連)
・緊急事態宣言に伴う大規模施設等への協力金について

令和3年9月28日更新
順次更新予定

| 項目 | No | Q | A |
|-----|-------------------|---|--|
| | 27 | 業務委託契約（一時使用許可）を結び事業を行っている業者は協力金の対象となりますか。 | 業務委託契約や、一時使用許可によって区画を利用している業者は協力金の対象外となります。 |
| | 28 | 食料品の小売テナントであるが、入居するショッピングモールが全館時短営業し、自店も時短営業せざるを得ない場合、協力金をもらえるのか。 | 大規模施設等の時短(休業)要請に伴い、食料品など生活必需物資の小売テナントも時短営業せざるを得ない場合、テナント事業者等協力金は支給されます。 |
| | 29 | 大規模施設の管理者が県の時短(休業)要請に応じなかったが、テナント業者は自主的に休業した。この場合、協力金の対象となるか。 | 大規模施設等が時短(休業)要請に応じることが、テナント事業者等協力金の支給条件となります。したがって、自主的に休業されても協力金の対象とはなりません。 |
| | 30 | ショッピングセンターが生活必需品の小売部分を除いて時短営業した。ショッピングセンターに入居するペットショップも、生活必需品部分(ペットフード)だけ開店し、その他部分は閉鎖している。協力金の対象となるか。 | 入居するショッピングセンターが県の休業要請に応じ、そのテナントである店舗が、生活必需品部分を除いて休業に応じていれば、協力金の対象となります。 |
| | 31 | 一つの要請対象大規模施設にテナント事業者等が複数の区画を設けている場合、それぞれ個別の事業所として運営していれば、それぞれがテナント事業者等協力金をもらえるのか。 | 同一事業者によって1施設内に複数店舗がある場合は、1つの申請で複数店舗分を申請してください(面積は合算となります)。本館と別館のように分かれている場合は、それぞれの建物の店舗で申請が可能です。 |
| | 32 | 「化粧品」は生活必需物資に含まれるか。 | 6/1以前は生活必需物資には含まれていませんでしたが、6/1以降取り扱いが変更となり、生活必需物資となりました。 |
| | 33 | 遊園地内でアトラクションを運営している事業者について、遊園地の管理者の指示に従い時短営業した場合は協力金の対象か。 | 遊園地内の遊技施設については、業務委託契約の形式であっても、区画の特定ができ、設備をテナント事業者が自己負担で設置し、使用料(賃料相当)を負担している場合は、対象となります。 |
| 申請 | 34 | 申請の方法は。 | 電子申請と郵送による申請の2つがありますが、できる限り電子申請をご利用ください。電子申請が完了した場合、登録したメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。 |
| | 35 | 申請に必要な書類はなにか。 | 申請に必要な書類につきましては、申請要項【公開予定】を参照ください。 |
| | 36 | 協力金の受付時期はいつか。 | 令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)となります。 |
| | 37 | 期間中に受付が完了しないと協力金は受け取れないのか。 | 受け取れません。必ず期間中に申請を完了してください。 |
| | 38 | パソコン環境が無い場合、申請書類の入手方法は。 | 県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所で申請様式を配布します。 |
| | 39 | 協力金はいつ受け取れるのか。 | 申請後、できるだけ早くお届けできるように対応いたします。 |
| | 40 | 協力金は、口座振替以外(現金や小切手、電子マネー等)で受取可能か。 | 不可。口座振り込みのみです。 |
| | 41 | 不正があった場合はどうなるのか。(不正受給者に対しての返金要請や、要請に応じない場合の措置は。) | 期間を定め、返還いただくこととなります。(応じない場合は法的措置も検討することとなります) |
| 42 | 不正があった場合の通報先はどこか。 | コールセンターまでご連絡ください。 | |
| 43 | 協力金は課税対象か。 | この支援金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。 | |
| その他 | 44 | 床面積が1,000㎡未満の映画館は要請の対象となるのか。 | 床面積が1,000㎡未満の映画館については、要請の対象ではありません。よって、協力金の支払いはありません。 |
| | 45 | 大規模施設に該当しない小規模施設にテナントとして入居しているカラオケ店(飲食店営業許可なし)でも、テナント事業者等協力金(2万円/日)をもらえるのか。 | 床面積1,000㎡以下のカラオケ店のみ特例として、テナント事業者等協力金2万円/日の対象となります。 |